

報 道 資 料

平成29年7月21日（金）

件名 AV-8Bハリアーの墜落に関する要請結果について

概要 このことについて、本日（21日）14時50分、国（中国四国防衛局）から、昨年9月22日に発生したハリアー墜落事故の事故報告書について説明がありました。これを受けて、パイロットの安全教育など実効性のある再発防止策を国に対し要請しましたので、お知らせします。

記

1 日 時 平成29年7月21日（金） 14時50分～15時10分

2 相手方 中国四国防衛局企画部地方調整課 稲葉課長

3 対応者 岩国市総合政策部基地政策課 山中基地政策課長

4 国からの説明概要（事故原因の概要等）※別紙資料参照

5 市から国に対する要請内容

- 米軍機による事故は、基地周辺住民に不安や危険を及ぼすものであることから、あってはならない。
- まずは、住民の安全を最優先としたパイロットの安全教育の徹底、また、常日頃から、航空機の地上整備員等による安全点検など実効性のある再発防止策を講じるよう米側に求めている。
- 昨年12月に高知県沖合で発生したFA-18ホーネットの墜落事故については、未だ事故原因等の説明を受けていないことから、事故原因の早期の情報提供・公表や対策を講じるよう米側に求めることを、併せて要請する。

6 要請に対する国の回答内容

- 駐留軍については、飛行の安全が確保されることが大前提であり、今回の事故は誠に遺憾である。防衛省としては、引き続き、米軍機の飛行に関して安全確保を求めている。
- 12月7日に発生したFA-18ホーネットの墜落事故を受け、国から米側に対し、事故報告書を提供するよう要請しており、引き続き、米側に求めている。
- 本日、要請があった内容は、本省にお伝えする。

【参考１】ＡＶ－８Ｂハリアーの墜落事故の概要

- 事故の日時 平成２８年９月２２日（木）１３時５０分頃
- 事故の場所 沖縄県 嘉手納飛行場の東方約２１３ｋｍの海上
- 事故の内容 米海兵隊第３１海兵遠征軍指揮下（岩国基地配備）ＡＶ－８Ｂハリアー１機が、海上に墜落。民間人等の被害はなし。
- 事故の原因 パイロットの過失（操作ミス）
※本日（２１日）、国から県に対して事故原因の説明が行われた。

【参考２】ＦＡ－１８ホーネットの墜落事故の概要

- 事故の日時 平成２８年１２月７日（水）１８時４０分頃
- 事故の場所 高知県土佐清水沖南東約１０２ｋｍ
- 事故の内容 米海兵隊岩国航空基地所属ＦＡ－１８ホーネット１機が、海上に墜落。パイロット１名が死亡。民間人等の被害はなし。
- 事故の原因 不明（米側が調査中）

担当課 総合政策部 基地政策課 TEL29-5024 FAX21-3572

平成29年7月21日
防衛省・外務省

沖縄東方海域における米海兵隊AV-8Bハリアーの墜落について

平成28年9月22日に沖縄東方のおよそ115海里の海上において、飛行訓練中の米海兵隊所属のAV-8Bハリアーが墜落した事故について、平成29年7月18日に米海兵隊から日本側に事故の状況及び原因を調査した報告書が提供され、あわせてそれらの説明を受けました。機体は問題なく、パイロットの操作ミスが事故の原因であると、報告書で確認されました。その概要は以下の1及び2のとおりです。また、米海兵隊から説明を受けた、上記事故の再発防止策は3のとおりです。

1 事実関係

(1) 発生日時

平成28年9月22日（木）午後1時50分頃

(2) 発生場所

嘉手納飛行場の東方約115海里（約213km）の海上

(3) 状況

- ・ AV-8Bハリアー（以下「事故機」という。）のパイロットは、空対空戦術飛行訓練を行っていた際、機体のコントロールを喪失したことからその回復を試みた。しかし、同パイロットは、高度1,800フィート（約550メートル）で脱出操作を開始し、当該機は海上に墜落した。
- ・ 事故機に搭乗していたパイロットは、飛行技術等も優秀と評価されており、適正資格を持ち、身体的や精神的な問題もなく、前日も同様の訓練を問題なく行っていた。
- ・ 事故機は、機体のコントロールを喪失するまで、十分に機能していた。機械的な不全や機体の性能に影響を及ぼす問題を示唆するものはなかった。
- ・ 当該飛行訓練において、飛行前説明及び飛行は、ともに専門性をもって、基準に則って行われた。また、天候は事故発生の原因ではなかった。

(4) 被害状況

- ・事故機のパイロットは軽傷であった。日米の協力によって、パイロットは無事救助された。
- ・事故機は全損。水面への衝突後に火災は発生しなかった。
- ・他者の身体及び財産への被害はなかった。

2 原因

調査によると、本事案の一番の要因はパイロットの操作ミスであると結論付けられた。パイロットは、錐もみ状態に入った後、機体コントロールを回復することができなかった。

3 再発防止策

米軍は、今回の墜落事故を重く受け止め、事故発生直後、また、日本におけるAV-8Bハリアーの飛行を再開する前に、以下(1)～(4)の再発防止策を実施した。

- (1) 第3海兵機動展開部隊司令官は運用の一時停止を指示し、安全に飛行が可能であることを確認するまで、日本国内におけるハリアー全機の飛行を制限した。
- (2) 事故発生時、日本国内に駐留していたAV-8Bハリアーの全機について、整備マニュアルに基づき、機体構造・エンジン等の飛行安全上の重要箇所について、安全点検を実施した。
- (3) 事故発生時、日本国内に所在していたAV-8Bハリアーの米軍搭乗員全員について、飛行手順及び安全確認の理解度を再確認するとともに、安全意識を再徹底するための集合教育を再度実施した。
- (4) 事故発生時、日本国内に所在していたAV-8Bハリアーの米軍整備員全員について、整備要領及びAV-8Bハリアー機体確認の理解度を再確認した。

さらに、事故原因に対応するものとして、以下(5)～(7)の再発防止策を実施した。

- (5) 飛行訓練時に発生する緊急事態における経験等を踏まえた最適な手順を強固にするため、パイロットやその他搭乗員等の経験談及び教訓を共有した。

- (6) 天候や飛行条件を事故が発生した時と同じものに設定した上、同様の事故が発生しないよう、飛行訓練についての手順を確認し、地上のシミュレータを用いて飛行訓練のシミュレーション等を実施した。
- (7) クルー・リソース・マネージメント及びオペレーショナル・リスク・マネージメントの基本理念や重要性を再確認し、状況分析、意思決定、そして、平時及び緊急時において搭乗員の安全と効率性を最大化することを確認した。